

坂祝町監査委員告示第2号

随時監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年5月7日

坂祝町監査委員 日比野 睿
同 松田 賢治

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 監査実施日 | 令和3年5月7日（金） |
| 2. 監査実施場所 | 坂祝町役場庁舎 2階会計室 |
| 3. 監査の対象 | 令和2年度及び令和3年度4月分の一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計の支出証拠書類 |
| 4. 監査の結果 | 各会計の支出証拠書類等の点検を行った結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の事項について指摘があったため報告する。 |

建築基準法第12条に基づき坂祝小中学校建築物定期点検業務を昭和建物管理㈱に委託し実施した結果、建物の経年劣化及び老朽化に伴う要是正箇所が指摘された。早急に補修を要する箇所もあり、児童・生徒の安全確保を図る必要があるため、至急対処されたい。なお、指摘箇所が多数あるため、計画的な補修等を行うこと。